



第2期寒川町子ども・子育て 支援事業計画(改定版) (案)

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント

(町民意見の公募)

(意見募集期間)

令和4年11月24日(木) ~ 12月23日(金)まで

「第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画(改定版) (案)」 に対する皆さんからのご意見をお待ちしています

【どのような計画なのか？(計画の目的・概要)】

町では、まち全体で子育て家庭を支え、子育てしやすいまちづくりを目指して、「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援の充実に取り組んでいます。

計画の策定にあたっては、子育て世帯に対するニーズ調査の結果などから、これまでの取り組みを検証し、子ども・子育て支援法に基づく法定計画として、幼稚園や認可保育所などの「教育・保育施設」や、子育て支援センターや一時預かりなどの「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期などについて定めています。

【なぜ見直すのか？(見直しの考え方)】

国が示す基本指針によると実績値と見込み量が大きく乖離している場合には、計画期間の中間年に見直しが必要という方針が示されています。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した実績や今後のニーズの想定が困難な場合は見直しを行う必要はないとされています。

【何をどう見直すのか？(見直す項目と見直しの方向性)】

次の項目について、幼稚園の認定こども園化などに伴う数値の変更及び国の基本指針改定に伴う任意記載事項の追加を行うものとします。

- 1 教育・保育施設の量の見込みと確保方策
 - (1) 幼稚園
 - (2) 認可保育所
 - (3) 認定こども園
- 2 地域型保育事業の量の見込みと確保方策
 - (1) 小規模保育事業
- 6 任意記載事項
 - (4) 地域子ども・子育て支援事業を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項 ※今回の見直しに伴い新たに追加

※より詳しい内容は裏面参照のうえ全体資料を御覧ください。

資料全編の閲覧方法

「第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画（改定版）」の資料全編は、寒川町のホームページからも御覧いただけます。

寒川町 第2期子ども・子育て計画 で検索



◆<https://www.town.samukawa.kanagawa.jp/> ▶二次元コードはこちら
ページID：16908

※次の場所で資料を閲覧できます。

- ・役場本庁舎1階 子育て支援課 ・子育て支援センター
- ・シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館) ・北部公民館 ・南部公民館
- ・健康管理センター ・寒川町民センターおよびセンター分室 ・寒川総合図書館
- ・木島医院 ・高山産婦人科内科 ・玉井小児科 ・林こどもクリニック
- ・町内各保育園等 ・町内各幼稚園 ・町内各認定こども園 ・町内各児童クラブ

いただいた御意見について

お寄せいただいた御意見は、「第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画（改定版）」の参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。また、個別の回答はいたしませんので御了承ください。

また、御意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限り使用し「寒川町個人情報保護条例」に従い適正に管理いたします。

御意見の提出方法について

次のいずれかの方法にて御意見をお寄せください。

- ①郵 送：左下の問合わせ先へ郵送願います
- ②FAX：0467-74-5613
- ③メール：kosodate@town.samukawa.kanagawa.jp



▶メール二次元コードはこちら

- ④担当課（問合わせ先）へ持参
または各施設の回収箱へ投函
受付時間：土日祝日および年末年始を除き、午前8時30分～17時15分まで

(記入事項)

以下の項目を御記入ください。意見書の様式は、書面・メールとも任意で構いません。

- ①氏名
- ②住所（町外在住の場合は勤務先・通学先を併せて記入願います。）
- ③「第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画（改定版）（案）」へのご意見

募集期間

令和4年11月24日（木）～12月23日（金）

お問合せ先

寒川町役場
学び育成部 子育て支援課子ども家庭担当

住 所 〒253-0196
寒川町宮山165番地

電 話 0467-74-1111 内線161

FAX 0467-74-5613

「高座」のころ。

高座郡さむかわ